

# 平成24年度に寄せられた提案等

問合せ 総務課秘書室広報広聴係  
電話0229-33-2112

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成24年6月19日	<p>1. 町花の普及について 町花のバラをもっと人の目に触れるようにするため、土田畑村をローズガーデンに、町内各家庭にバラを植えローズガーデンタウンにしてはどうでしょうか。</p> <p>2. 農地・水保全管理対策事業について 田んぼの法面に花を植えてほたらかしにしているよりも、バラの普及に予算を回したほうがいいのではないのでしょうか。</p>	まちづくり推進課 産業振興課	<p>1. 美里町が誕生してから7年目になりますが、4年前から小牛田駅西口と東口周辺や花野果市場の国道側の一部、南郷病院、土田畑村など来町された方の目のつくところに、町花のばらの普及のため植栽を進めてきました。とげのないばらは人通りのある近くに、とげのあるばらは怪我などの防止の観点から人が入らないフェンス近くと考えながら植栽してきました。</p> <p>町内を見回すと、一般の家庭においてもばらは1株か2株は植えられているように見受けられます。特に、農村地域よりも住宅地域で植えている家庭が多いようで、住宅地域では6月の初めに街を歩いたり車で走っていても、いろいろな種類のばらの花を見ることができます。</p> <p>昨年からは、町の広報紙に「町花探訪」という記事を掲載し、丹精込めてばらを育てている町内の愛好者を、育て方や管理の苦労話なども交えて紹介しております。ばらに関心を持っていただきながら、少しずつばらの花のある町づくりに努めている状況です。</p> <p>ご意見のとおり、ばらの手入れはこまめな剪定、施肥、病害虫の駆除など、手間のかかるのが事実です。また、風の影響や寒さにより枯死してしまう場合や、ネズミなどにより植栽の根が食い荒らされる被害もあります。綺麗な花を咲かせるためには大変な労力が必要なため、好きでないとできないと思われますし、田や畑などの作業の合間に育てるのも難しいようです。</p> <p>土田畑村のローズガーデン化については、今後関係者等と検討していきたいと考えております。また、町内に普及させるばらの種類についても、研究していきたいと考えております。</p> <p>2. 本事業は国の交付金事業であり、農地・農業施設が対象となっておりますので、事業の趣旨により、基本として宅地沿いの道路等には植栽ができません。また、活動主体は各地区の保全組合となっておりますので、植栽の場所、活動時期についても、保全組合で設定して行っております。事業上、バラの植栽はできませんが、今回のご意見を踏まえ、植栽の管理について指導していきたいと考えております。</p> <p>本事業は植栽等の環境保全活動だけでなく、基礎活動として農業施設の草刈・水路補修整備・道路整備を行っておりますので、事業の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p>
平成24年6月21日	<p>1. 美里町苦情取扱規程について 提言や苦情等に関わらず、処理のすべてを何らかの方法で町民に周知すべきです。また、苦情等申出用紙を各家庭に配布すべきです。</p> <p>美里町苦情取扱規程中の不適切な表現、「中傷」を改めるべきです。</p>	総務課	<p>1. 申出者が通知を求めている場合においては、通知することはありません。また、苦情については、内容によってはプライバシーにかかわることもあることから、苦情の解消結果すべてについて町民皆様に伝達することは、できないと判断しております。</p> <p>なお、提案については、その要旨と町の考え方を一覧形式などの方法で公表することを検討しております。提案又は苦情について、その場で記載していただくことだけを考えているわけではありません。用紙を取得していただく手段として備え付けているものであります。用紙が必要なときは役場総務課に連絡をいただければと考えておりますし、町のホームページからダウンロードできますことから、各世帯に配布するまでではないと考えております。</p> <p>ご指摘のとおりでありますので、「非難、中傷等」を「非難、批判等」に改め、平成24年6月26日から施行いたしました。</p>

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成24年6月29日	<p>1. 総合計画の内容について 町総合計画には、総合計画審議会の検討内容が反映されていません。なぜこのような内容になったのか、今後、提案・答申内容をどう活かすのか、説明をお願いします。</p> <p>2. 応急修理制度の復活と内容の見直しについて 応急修理制度について、所得の基準年は、平成23年が難しいのであれば、平成22年とすべきではないでしょうか。また、受付を終了していますが、再度実施してください。</p> <p>3. 行政区長選抜方法について 行政区長は、役場が直接関与しながら選ぶような仕組みを創設するようお願いします。</p>	企画財政課 健康福祉課 総務課	<p>1. 美里町総合計画については、施策ごとの方向性と想定される具体的な取組を掲載しているところですが、本計画の性格上、全ての取組が網羅されているわけではありません。 今後、具体的な取組を進める中で、頂いたご意見を踏まえ事業担当課と調整を図りながら進めて参りますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>2. ご認識のとおり、制度開始時には最新データとなる平成22年中の所得は確定していなかったため、平成21年中の所得を判断基準といたしました。実施年度中に基準年を2つ設けることは混乱を招くことになるため、受付期間中は当初に設定した平成21年中の所得を用いてきました。また、被災者の収入形態や状況、収入の推移については個々で違いがあり、平成21年よりも平成22年のほうが所得の多かった方も当然いると考えられ、基準年を平成21年、平成22年のどちらに設定したとしても所得要件で制限される方は出てくると考えます。よって、事業開始時に確定している直近の所得要件を用いることは妥当であると考えております。</p> <p>応急修理制度について、町独自の実施については予定しておりません。また、県においても検討しているとの情報もない状況です。応急修理制度については、「災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができないような状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合」が対象で、おっしゃるように仮設住宅に入居せず自宅にて日常生活が送れるように実施する応急的な修理が対象となっております。東日本大震災から1年4か月ほどが経過しておりますので、この制度の役割は終えたものと考えております。</p> <p>3. ご存じのように、現在、町では行政区からの推薦に基づき、行政区長を委嘱しております。行政区からの推薦に基づいて委嘱する現在の方法は、特に問題はないと考えておりますので、変更する考えはありません。</p>
平成24年7月9日	<p>1. 側溝の清掃について 側溝のふたは堅牢で容易に持ち上げることができず、持ち上げる道具もないため、側溝の清掃ができません。側溝の汚泥には、放射性物質が含まれている可能性もあるので、早急に側溝の清掃について検討をお願いします。</p>	町民生活課 建設課	<p>1. 側溝の汚泥からは、通常より高い放射線量を測定する場合がありますが、現在、最終処分施設、中間処分施設が決まっていないため、処理できない状況にあります。 現在、町では「広報みさと5月号」でお願いしましたとおり、次の取り扱いとしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>(1) 側溝土砂を上げる前に、地区代表者の立会のもと地上から1m地点の放射線量を測定します。</p> <p>(2) 1時間当たり0.23マイクロシーベルト以下の場合は、地区と協議して地区内に土砂を一時保管することになります。</p> <p>(3) 1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える場合は、除染の対象となりますので町で運搬等を行います。</p> <p>(4) 一時保管する期間は、国・県等の処理が決まるまでの期間となります。</p> <p>(5) 地区内での一時保管場所が決まってから、側溝の土砂を上げるようお願いしております。</p> <p>なお、側溝のふたを持ち上げる道具については、建設課において貸出しますのでご利用ください。</p>

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成24年7月11日	1. 太陽光発電などの導入に対する補助について 周辺市町村では、太陽光発電導入やLED照明購入に補助金を出しているようですが、今後、そういった補助を実施する予定はありますか。	企画財政課	1. 太陽光発電導入に対する補助やLED照明購入に対する補助等についてですが、ご指摘のとおり、これらの導入や購入に対する補助は行っておりません。 太陽光発電導入への支援等を含め、エネルギー関連の施策につきましては、今年度、検討を進めているところでありますので、ご提案いただきました内容を含め検討いたします。 今後、実施することとなった場合は、町のホームページや広報紙などを通じて周知いたしますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。
平成24年7月12日	1. 街路灯の設置について 地域づくり支援事業補助金について、行政区内でどのように使われているのかわかりませんが、その補助金を活用して2灯の防犯灯を設置してください。	まちづくり推進課 防災管財課	1. 地域づくり支援事業補助金は、「美里町地域づくり支援事業補助金交付要綱」及び「美里町補助金等交付規則」に基づき申請手続きが行われております。地域づくり支援事業補助金の趣旨は、「地域からの発想並びに地域の個性及び資源を生かした、いきいきとした活力あふれる地域づくりの推進を図るため、行政区が主体的に実施する地域の合意に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内において美里町地域づくり支援事業補助金を交付する」としてあります。したがって、行政区長からの申請書の提出は、行政区内の合意のもとに計画された事業計画に基づくものであると理解しております。 地域づくり支援事業補助金を活用する場合には、行政区内の合意のもとに事業を計画していただきますようお願いいたします。 なお、ご指摘いただいた箇所については、調査・検討の結果、平成25年2月にLED防犯灯を1灯設置しております。3月中に通電する予定となっておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。
平成24年8月10日	1. 不動堂中学校へのサッカーゴールの設置について 不動堂中学校にはサッカーゴールがなく、部活や体育の授業の環境が整っていません。新品でなくても構いませんので、設置をお願いします。	教育総務課	1. 町内に使用していないサッカーゴール(成人用)が1基ありましたので、それを不動堂中学校へ運び、サッカーの部活動等に活用することといたします。
平成24年8月14日	1. SL車両の小牛田駅東地区への移設について 小牛田公園にあるSL車両を駅東地域に移設し、「鉄道の町」の歴史をあらわすモニュメントとして活用してはどうか。	建設課	1. 先般ご提案いただいております件について検討してまいりましたが、展示しているSLの重量は約55トンあり、駅東地区に展示する場合には展示スペース、その際の基礎処理、また運搬方法や運搬経路など様々な課題が考えられます。さらに、移設には多大な費用が必要となることから、現在のところSLの移設は考えておりませんが、今後移設に対する国などの補助事業を含め調査・検討してまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成24年8月15日	1. 目指す介護職について 町内の介護施設に勤務しましたが、最低限の設備がなく、利用者に愛情と尊厳を持って接することができるのか不安でした。用意するように指導をお願いします。	健康福祉課	1. 町内の介護保険対象施設につきましては、すべての施設が宮城県または美里町から指定を受け運営を展開しており、定期的に宮城県及び美里町において実施指導等を行っております。ご存じのとおり、指定を受ける際には国の定めた一定の基準を充たしていなければならないため、最低限の設備等については準備されているものと理解しております。 勤務された町内の施設名及び必要と思われる設備等について、担当課(健康福祉課介護保険係)へご教示いただければ幸いです。それを基に、地域密着型サービス事業所の場合には当町から指導を行い、それ以外の施設の場合には宮城県に通報し指導を促していく考えです。
平成24年8月16日	1. 生活環境の改善について 国道108号南側の水路整備、浄化槽設置補助などを進めることで、悪臭など周辺の環境が改善されると思います。	建設課	1. ご要望のありました二又地区は公共下水道事業の対象地域ではありますが、まだ事業実施認可区域外となっておりますので、浄化槽設置の助成を受けることができます。 浄化槽設置について具体的な計画等があれば、建設課下水道管理係にご相談ください。
平成24年9月27日	1. 転入者への美里町の紹介について 新しく引っ越してきた方々に町の良さを知ってもらうため、町の紹介やバスで巡りながらの案内をしてはどうでしょうか。	総務課	1. 現在、町外から転入された皆さんに対しては、転入の手続きをしていただく際に「美里生活ガイド」という冊子をお渡しし、町内の公共施設のほか、町の特産品や名所など、町の紹介をしているところです。また、その時々々の催事などについては、広報紙「広報みさと」や町のホームページにおいてお知らせしております。 ご提案いただきました「美里町」に関するさまざまな情報発信についても、転入されてくる皆さんを含め、町内外の皆さんに対する町のイベントや各事業に関する情報発信の方策を、庁内の各課において横断的に検討してまいります。 さらには、いただきました「町内巡りのツアー」などの提案も参考にしながら、この「美里町」を多くの皆さんにより深く知っていただくための企画についても、今後検討していければと考えております。 町内にお住まいの皆さんやこれから転入してくる皆さん、老若男女問わず「美里町」への郷土愛を育むことができるよう、まちづくりに励んでまいりますので、今後とも何かお気づきの点などがございましたら、ご提案いただけると幸いです。
平成24年10月10日	1. 京銭塚古墳・孝勝寺別院内の松の木(松葉)への対応について 京銭塚古墳・孝勝寺別院内の松の木から松葉が落下し、雨樋が詰まるなど困っています。何か対応をしてもらえますでしょうか。	防災管財課	1. 先般、京銭塚古墳・孝勝寺別院内にあります松の木に関しての手紙を頂戴いたしました。大変ご迷惑をおかけしておりますことに、心からお詫び申し上げます。 近年、町有地に存する樹木につきましては、成長による高木化やアメリカシロヒトリの大発生などもあり、適切な対応を求められているところであります。町では、平成25年度にこのような樹木の伐採を検討しているところであり、ご指摘いただきました松の木につきましても伐採等を行う予定でありますので、ご理解をお願いします。 町民の方が安全に、そして安心して暮らせるまちづくりのため、引き続き精励してまいりますので、今後ともご意見、ご要望をいただければ幸甚に存じます。

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成24年10月19日	1. 都市計画税の負担について 合併により料金が統一された部分もありますが、都市計画税は旧小牛田町域だけが負担しています。不公平だと感じています。	建設課	<p>1. 都市計画税は、公園や都市計画道路、公共下水道など、都市計画に関連する事業に使用する目的税で、都市計画区域内の土地及び建物に賦課されています。</p> <p>都市計画区域は、人や物の動き、まちの発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある地域を、県が指定します。具体的な要件として、人口や人口密度などもあり、本町でそれらが該当する箇所は、小牛田地域の中埜地区、青生地区の一部、不動堂地区の一部と南郷地域全域を除いた地域になり、この区域が昭和23年に都市計画区域として定められています。平成21年度に、宮城県は市町村合併に伴う県内の都市計画区域の見直しを行いました。本町の都市計画区域について変更はありませんでした。</p> <p>都市計画税は昭和44年から徴収を始め、道路、公園、区画整理などを実施し都市的まちづくりを進めてきましたが、公共下水道や都市計画道路、都市公園など、まだ整備の完了していない施設があります。都市計画税は、今後も計画的な都市施設整備に必要でありますので、納付についてご理解いただきますようお願いいたします。</p>
平成24年11月2日	1. 宅地内の地盤調査について 昨年の東日本大震災により、家屋や土地に被害が発生しています。地盤調査を行うようお願いします。	建設課	<p>1. 送付いただきました写真等を拝見いたしました。大きな被害があり、心からお見舞い申し上げます。</p> <p>この度の震災では、町内各所で甚大な被害があり、現在もその復旧作業を実施しております。峯山団地内においても、道路や下水処理場等に大きな被害が発生しましたが、峯山団地内の住民皆様のご協力により、復旧工事は完了しております。また、要望のありました舗装のひび割れ補修についても、大部分の箇所について補修を行いました。</p> <p>本町といたしましては、今回の震災に伴う峯山団地内の災害復旧については、おおむね完了したものと考えており、今後、地盤調査等を行う予定はありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成25年1月9日	<p>1. 子育て支援の充実化について 施設は大きく立派ですが、実際の保育・教育は子どもに合ったものになっているでしょうか。専門家にしかできない遊びや運動、体験を子ども達に存分に提供してほしいです。日中の子どもの活動を活発化させることにより、子育て支援してもらいたいです。カリキュラムより、今の子どもの成長に目を向けてもらいたいです。</p>	教育総務課 子ども家庭課	<p>1. (1)実際の保育・教育は子どもに合ったものになっているかについて 教育課程は、次の教育の重点により進めております。 園の教育課題を踏まえた創意に満ちた園経営、発達の特性に合った教育課程の編成、一人一人の特性に応じた指導の推進、小学校教育との連携、家庭や地域社会との緊密な連携、子育て支援と預かり保育の充実 また、「豊かな心もち、明るく元気に遊ぶ子どもの育成」を目指し、具体的には子どもの姿を「げんきな子、がんばる子、やさしい子、かんがえる子」と捉えて実施しており、次の目標を定めて努力しております。 健康で豊かな生活習慣の育成 体を動かして元気に遊ぶ幼児の育成をあげており、戸外活動も計画に入れ実施しております。 心を育てる保育の充実 自然環境への興味、関心を高めることをあげ、力を入れていきます。 (2)専門家にしかできない遊びや運動、体験を子ども達に存分に提供してほしいについて 日中の保育は、クラスごとの計画に沿って実施しております。 運動的な遊び(サッカー、かけっこ、集団遊びなど)を行っておりますが、寒い時期は室内でもドッチボールや縄跳び遊びなど、できるだけ体を動かすように活動しております。しかし、寒い時期の朝は好きな遊びをして室内で過ごしていることもあり、職員会議でも検討事項としておりました。次年度においては、どのような方法がよいか、もっと外で遊べるように体制を考えているところです。また、町内公立幼稚園は3園、保育所(園)は2施設となっており、それぞれの保育計画を提示し検討を加えていくことも必要なことから、園長・所長会などとおして、検討・実施してまいります。 (3)日中の子どもの活動を活発化させることにより、子育て支援してもらいたいについて (1)及び(2)に示したとおり、行ってまいります。 できるだけ実体験をとおして心の育ちを促すため、「さつまいも掘り」や「園外保育」などをおし自分の目で見て感じられるよう、経験してほしいものを年間計画に盛り込み進めております。 「早寝・早起き・朝ごはん」については、その大切さを朝の集会活動の際など、折に触れ話しております。保護者に対しては、おたよりに掲載し呼びかけております。 (4)カリキュラムより、今の子どもの成長に目を向けてについて (1)及び(2)に示したとおりですが、実行にあたってはカリキュラムの作成が基本になりますので、十分に協議・検討して実施計画を作成し、実行してまいります。 ご提言いただきました内容について十分に考慮し、実践してまいります。</p>
平成25年3月8日	<p>1. 道路にはみ出した樹木について 樹木が公道にはみ出し、通行の妨げになっている箇所が見受けられますので、安全に通行ができるよう善処をお願いします。</p>	建設課	<p>1. ご提案の件につきましては、今後道路パトロール等で確認し、行政区長ともしっかり連携しながら、安全に通行できるよう対応してまいります。</p>

受付日	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
平成25年3月26日	<p>1. まちづくりについて  まちづくりは、まず、町民が「自然を大切に  にする」という原点に立つことから始まりま  す。農薬(防虫剤、殺虫剤)の空中散布、  除草剤の使用、生活污水を堀や小川に垂  れ流しすることを止め、鎮守の森を護り、  整え、清掃し、清浄にすることから始めま  しょう。それがまちづくりの基本です。</p>	総務課	<p>1. 御提案いただいたまちづくりへの御意見に関しては、今後の町政の参考とさせていただきます。</p>